

「帯広市帯広駅南駐車場・帯広市帯広駅北地下駐車場」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市帯広駅南駐車場	帯広市西 3 条南 13 丁目
帯広市帯広駅北地下駐車場	帯広市西 2 条南 12 丁目

2 指定管理者

帯広市西 6 条南 6 丁目 3 番地

クリエート株式会社

代表取締役 曾根 啓介

3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで